

モニタリング結果報告書

平成20年8月

モニタリングの対象となる施策目標	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること
------------------	-------------------------------------

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	4	勤労者生活の充実を図ること
施策目標	4-1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること
個別目標	1	労働時間等の設定改善に向けた取組を推進すること
		(主な事務事業) ・労働時間等設定改善援助事業 ・労働時間等設定改善推進助成金 ・特に時間外労働が長い事業場の事業主に対する自主的取組の推進
個別目標	2	仕事と生活の調和に係る社会的気運を醸成すること
		(主な事務事業) ・仕事と生活の調和推進会議の開催 ・仕事と生活の調和キャンペーンの推進
個別目標	3	多様な働き方に対応した労働環境等を整備すること
		(主な事務事業) ・特別な休暇制度普及促進事業 ・テレワークの普及促進等対策
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 労働時間等の設定を、労働者の健康と生活に配慮した多様な働き方に対応したものへ改善していくことが重要との観点から、労働時間等設定改善法に基づき、長時間労働の是正に向けた所定外労働の削減等に重点を置いた取組を推進する。		
2 根拠法令等 ○労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成4年法律第90号)		
主管部局・課室	労働基準局勤労者生活部企画課	
関係部局・課室		

2. 施策目標に係る指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	週労働時間60時間以上の雇用者の割合(単位:%) (平成15年(12.2%)と比べ1割以上減少/平成21年度)	12.2 【-】	12.2 【-】	11.7 【-】	10.8 【-】	10.3 【-】
(調査名・資料出所、備考)						

・指標1は、総務省「労働力調査」による。

3. 個別目標に係る指標等

個別目標1					
労働時間等の設定改善に向けた取組を推進すること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 週労働時間60時間以上の雇用者の割合(単位:%) (平成15年(12.2%)と比べ1割以上減少/平成21年度) ※施策目標に係る指標と同じ。	12.2 【-】	12.2 【-】	11.7 【-】	10.8 【-】	10.3 【-】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、総務省「労働力調査」による。					
アウトプット指標					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 労働時間等設定改善援助事業の実施中小企業集団の数 (一)	-	-	-	407	368
2 労働時間等設定改善助成金の実施中小企業団体の数 (一)	-	-	-	63	69
3 労働時間等設定改善コンサルタントの相談等件数 (一)	-	-	-	11,820	17,179
(調査名・資料出所、備考) ・指標1、2及び3は、労働基準局勤労者生活部調べによる。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名 ：労働時間等設定改善援助事業					
平成19年度：646百万円 予 算 額：一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()					
実 施 主 体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要：仕事の内容や進め方にまで踏み込んだ助言・指導を行う専門家(労働時間設定改善アドバイザー)を地域の主要な事業主団体に配置し、労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業団体に対して、個々の会員事業場の実情を踏まえた指導、援助を行う。					
事務事業名 ：労働時間等設定改善推進助成金					
平成19年度：505百万円(補助割合：[国2/3][事業主団体等1/3]) 予 算 額：一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()					
実 施 主 体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要：労働時間等の設定改善(計画年休制度の導入又は連続休暇の取得促進等)を団体的取組として行う中小企業団体に対し、申請に基づき必要な助成を行う。					
事務事業名 ：特に時間外労働が長い事業場の事業主に対する自主的取組の推進					
平成19年度：135百万円(補助割合：[国 /][/][/]) 予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()					
実 施 主 体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要：都道府県労働局において、労働時間等設定改善に関する相談への対応や助言・指導を行う。					

個別目標 2 仕事と生活の調和に係る社会的気運を醸成すること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1	12.2 【-】	12.2 【-】	11.7 【-】	10.8 【-】	10.3 【-】
週労働時間60時間以上の雇用者の割合(単位:%) (平成15年(12.2%)と比べ1割以上減少/平成21年度) ※施策目標に係る指標と同じ。					
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、総務省「労働力調査」による。					
アウトプット指標					
	H15	H16	H17	H18	H19
1	-	-	-	19	13
仕事と生活の調和推進会議の開催回数(一)					
2	-	-	-	47	47
仕事と生活の調和シンポジウム開催回数(一)					
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、労働基準局勤労者生活部調べによる。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名 : 仕事と生活の調和推進会議の開催					
平成19年度 : 34百万円					
予算額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()					
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要 : 労使をはじめ地域の関係者が仕事と生活の調和の重要性について認識を共有するとともに、その実現に向けた各企業における自主的な取組を促すための会議を開催する。					
事務事業名 : 仕事と生活の調和キャンペーンの推進					
平成19年度 : 230百万円					
予算額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()					
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要 : 企業の労使関係者の参集を求めシンポジウムを開催する等により、関係労使はもとより広く国民が仕事と生活の調和の重要性や必要性を踏まえた取組を行うための社会的気運の醸成を図る。					

個別目標 3 多様な働き方に対応した労働環境等を整備すること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1	12.2 【-】	12.2 【-】	11.7 【-】	10.8 【-】	10.3 【-】
週労働時間60時間以上の雇用者の割合(単位:%) (平成15年(12.2%)と比べ1割以上減少/平成21年度) ※施策目標に係る指標と同じ。					
(調査名・資料出所、備考)					

・指標1は、総務省「労働力調査」による。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	テレワーク相談センターにおける 相談件数 (一)	122	140	182	299	441
(調査名・資料出所・備考) ・指標1は、テレワーク相談センター受託業者の調べによる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 特別な休暇制度普及促進事業						
平成19年度 予 算 額 : 84百万円 一般会計、厚生保険特会、 労働保険特会 、その他()						
実 施 主 体 : 本省 、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要: 労働時間等の設定改善推進の一環として、「労働時間等設定改善指針」に対応した、労働者の健康の維持増進に資するための特別な休暇の普及促進を図る。(平成19年度新規事業)						
事務事業名 : テレワークの普及促進等対策						
平成 年度 : 43百万円 予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、 労働保険特会 、その他()						
実 施 主 体 : 本省 、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 公益法人 その他()						
概要: テレワーク相談センター(平成19年度は社団法人日本テレワーク協会に委託)においてセンター利用者に対し、専門相談員による相談・助言等を実施することにより、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図るほか、総務省と共同でテレワーク共同利用型システムの試行導入事業を実施する(平成19年度新規事業)。						